

こどもの居場所部会における
「こどもまんなか実行計画 2025」に関する意見について

1. 居場所づくりに関連する記述について

- こども・若者の居場所づくりの重要性や活動実態について、一般への周知と併せて、自治体職員等に向けた周知啓発を一層進める必要がある。特に、令和6年度は「こどもの居場所づくりに関する指針」の内容をまとめた広報啓発資料の作成や、地域の取組を可視化するための指標の検討、屋内外の取組や当事者間の有機的なつながりの創出等の好事例の収集が進められており、これらを活用してもらえるよう自治体に働き掛けていくことを明記すること。
- 自治体が居場所の範囲確定に苦慮している現状を改善するための調査研究事業、および地域コーディネート機能を担う団体・個人の配置・活動を促進するための調査研究事業を実施する旨を明記すること。
- 災害時のこども・若者の居場所に関する取組については、項目を新設し、関係省庁との連携を図りつつ、自治体への働きかけを行っていくことや、災害派遣こども・若者支援チーム導入に向けた検討について記述すること。

2. 年齢等を踏まえた居場所づくりについて

- 青年期以降の「若者」向けの対策の意識が全体的に弱いと感じており、改めて施策の対象となっていることを明記すること。また、中高生世代の居場所について、18歳未満のこどもが継続して利用できる児童館について触れること。
- 少年院出院後のこども・若者等、これまでの施策で抜け落ちていると考えられるこども・若者の存在を可視化し、施策の対象として必要な取組等について議論すること。
- 「はじめの100か月の育ちビジョン」や「児童館ガイドライン」等にある「遊び」の記述等に依拠しつつ、遊びの意義や役割について発信する必要がある。また、学校についても、こども・若者の居場所として重要な役割を果たし得ることを踏まえた施策の展開を行うこと。

3. こども・若者の権利のユニバーサルな普及について

- こども・若者の権利に関する学習については、「こどもまんなか実行計画 2024」において、①全体的にこども・若者が、学習の「客体」（教えられる者）として扱われているように読めること、②特に課題を抱える一部のこども・若者のみに出張講座等により対応することは、こども・若者全員が自らの権利を学ぶべきという観点から必ずしも適当ではないこと、に課題がある。全てのこども・若者が多様な居場

所（家庭・学校を含む）で権利を行使する主体として自らの権利を学ぶことの重要性とともに、既存の施設や関係性を活用して総動員で普及に取り組むことを明記すること。

4. こども・若者の声を聴くということの内実について

- こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った取組の進め方について、現状ではある種のステップとして義務化してしまっている事例も多いと感じている。こども・若者の声を形式的に聞くのではなく、そこから一歩進んでその地域に生きるこども・若者の目線に立つための取組が必要であることを明記すること。
- 自治体職員が各種事業を展開するにあたって、既にこどもの居場所でもあり、こども・若者の声を聴くことができる児童館の積極活用を図るなどの姿勢が重要であることを追記すること。
- こども・若者に非行等の経験がある場合には、被虐待等の背景があり得ることを踏まえた支援が必要であることを前提とした記載とすべき。

5. こども・若者に関わる職員のキャリアパスについて

- 現行ではこども・若者を支える多くの人々の雇用が不安定であり、キャリアパスを描きづらい状況となっている。人材育成や処遇改善に取り組んでいく方向性を明記すべき。

6. その他（こどもまんなか実行計画 2024 に対して）

- 「相談救済機関の調査研究、実態把握及び事例の周知」（P. 7）において言及されているオンブズパーソンは、こども・若者への対応を前提とした制度ではなく、設置のない自治体もあることから、例えば人権擁護委員（法務省）等、こども・若者の相談を受けることができ得る他の例示と併記することとしてはどうか。
- 「通学路の安全性の確保」（P. 11）において、まち全体でこども・若者が安心・安全に過ごせる環境となるよう、おとなが環境整備することを前提に、
 - ・交通安全について啓発する機会等について、小中学生の時期を中心に、改正児童館ガイドラインに基づいて児童館で設けるとともに、
 - ・学校教育等においてもさらに取組の充実を図ることを追記すること。